

平成27年第9回教育委員会定例会議事録

平成27年6月10日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成27年6月10日（水）午後2時00分～午後3時02分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 井出隆安 教育長 馬場俊一
職務代理者
委員 對馬初音 委員 伊井希志子
委員 折井麻美子

出席説明員 事務局次長 徳嵩淳一 学校整備部長 大竹直樹
生涯学習スポーツ担当部長 和久井義久 中央図書館長 井山利秋
庶務課長 岡本勝実 教育人事企画課長 藤江敏郎
学務課長 正田智枝子 特別支援課長 伴裕和
学校支援課長 朝比奈愛郎 学校整備課長 喜多川和美
生涯学習推進課長 本橋宏己 スポーツ振興課長 人見吉也
済美教育センター所長 白石高士 済美教育センター統括指導主事 大島晃
済美教育センター統括指導主事 手塚成孝 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤康弘
中央図書館次長 吉川英一

事務局職員 庶務係長 井上廣行 法規担当係長 岩田晃司
担当書記 小野謙二

傍聴者数 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第48号 第14期杉並区社会教育委員の委嘱について

議案第49号 第14期杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱
について

議案第50号 第17期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 東京都が実施した平成26年度体罰等実態把握調査の結果について
- (3) 平成27年度学校基本調査速報
- (4) 学校運営協議会委員の任命について
- (5) 「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」の運用開始について

目次

議案

議案第48号	第14期杉並区社会教育委員の委嘱について	4
議案第49号	第14期杉並区郷土博物館運営協議会委員の委嘱 について	5
議案第50号	第17期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について	7

報告事項

1 報告事項

(1)	教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理 の報告及び承認について	8
(2)	東京都が実施した平成26年度体罰等実態把握調査の結果 について	12
(3)	平成27年度学校基本調査速報	14
(4)	学校運営協議会委員の任命について	19
(5)	「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」の運用 開始について	20

教育長 それでは、ただいまから平成27年第9回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

議事進行に先立ちまして、事務局より本日の会議について、説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に對馬委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございます。事前のご案内では、議案が3件、報告事項が4件となっておりますが、報告事項が1件追加されましたので、報告事項が5件となっております。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは本日の議事に入ります。まず、議案の審議を行います。議案の上程、説明は事務局よりお願いをいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第48号「第14期杉並区社会教育委員の委嘱について」を上程いたします。生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは「第14期杉並区社会教育委員の委嘱について」でございますが、杉並区社会教育委員の設置に関する条例に基づきまして、社会教育委員の委嘱をしたいと存じます。

資料をおめくりいただいて、それぞれの委員の該当区分、住所、そして氏名が記載されております。

裏面でございますけれども、提案理由といたしましては、任期満了に伴い新たに委嘱をする必要があるためでございます。

参考資料をご覧ください。先ほどご説明いたしましたけれども、杉並区社会教育委員の設置に関する条例の2条、これの(1)によりまして「学校教育及び社会教育の関係者」5人、それから「家庭教育の向上に資する活動を行う者」1人、それから「学識経験者」が3人以内の委員は9人以内ということになってございます。

今回、公募の委員は岩崎委員、小出委員、多田委員、朝枝委員の4名でございます。ただ、岩崎委員と多田委員は今回新たにまた公募していただきましたけれども、13期においても委員をお願いしておりましたので、留任という形でございます。新規で委員になっていただいたのは、小出真由美委員、それから「家庭教育の向上に資する活動を行う者」と

ということで朝枝晴美委員、そして「学識経験者」として天野ひかり委員にお願いをしているところでございます。

社会教育委員の委嘱についての説明は以上でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

對馬委員 任期が2期目、3期目という方がいらっしゃるようですが、何期までという期限はあるのでしょうか。

生涯学習推進課長 条例自体にはございませんけれども、区の附属機関の取り決めで、3期までというのを原則としております。

庶務課長 ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第48号につきまして、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第48号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは引き続きまして、日程第2、議案第49号「第14期杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程いたします。引き続き、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 それでは「第14期杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」でございます。こちらは杉並区立郷土博物館条例に基づきまして郷土博物館運営協議会委員を委嘱したいと存じます。

資料ですけれども、こちらそれぞれ当該区分、住所、氏名の記載をしております。

提案理由は、裏面でございますが、これも任期満了に伴いまして新たに委嘱の必要が生じたためでございます。

こちらの区分も杉並区立郷土博物館条例6条2項第1号の該当が「学校及び社会教育の関係者」4人以内、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」1人、「学識経験者」7人以内ということになってございます。委員12人以内で構成をするということでございます。

現在、名簿の方は10名ということになってございますが、これは「学

校教育及び社会教育の関係者」のうち1名が町会連合会からの推薦ということになっているのですが、13期までお願いをしていた委員が健康上の理由から交代をしたいということで、6月17日の地区の町会連合会の席上で新たな委員が決まるということで、こちらは追加で1名決定をさせていただくこととなります。あとは「学識経験者」でございますけれども、会長だった原委員が第13期をもって退任されました。7人まで学識経験者の委嘱をすることが可能ですけれども、6人ということですので、追加の委員を入れると11名ということで、14期は行いたいと考えてございます。

議案の朗読は省略させていただきます。私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

教育長 今回の課長の説明によりますと、「学校教育及び社会教育の関係者」のところに、参考資料には3名挙がっていますが、6月の中旬以降にもう1名追加されるということでのいいのですか。

生涯学習推進課長 はい。

庶務課長 ほかに、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

折井委員 質問というよりは、好奇心でお伺いしたいのですけれども、この「学識経験者」の方々はやはりそれぞれ郷土博物館の所蔵の物ですか、それぞれの専門分野というのでしょうか、いろいろなご専門の方をお願いしているということでのよろしいのでしょうか。

生涯学習推進課長 ちなみに、この7名の方ですけれども、稲葉委員は建築史がご専門でございます。高見澤委員は都市計画ですとか、古くから杉並区にお住まいだったということで、郷土史にもお詳しいということですので。大石先生は中世史、鷹野先生は博物館学、吉田先生は近世史、それから新村委員は郷土史会の会長ということで郷土史が専門ということで、それぞれ分野が分かれてございます。

折井委員 大変よくわかりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第49号につきましては、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第49号は原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは引き続きまして、日程第3、議案第50号「第17期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」を上程いたします。中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 私からは、議案第50号「第17期杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」お諮りいたします。お手元の議案書及び参考資料をご覧ください。

杉並区立図書館条例第6条に基づき設置しております杉並区立図書館協議会の第16期委員の任期満了のため、第17期の協議会委員の委嘱につきまして、議案を提出するものです。

第17期の委員は議案書の名簿のとおり12名の方です。参考資料は委員の詳細でございます。条例第7条第1号の学校教育及び社会教育の関係者といたしまして、「小・中学校代表」2名、「社会教育団体」から1名、「区内大学連携代表」から1名、「利用者団体」1名、同第2号の「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として1名、同第3号の「学識経験者」として3名、同第4号の「公募」の区民委員3名の計12名でございます。なお、このほかにも社会教育委員代表1名の方がいらっしゃいますが、こちらは本日の議案でございました社会教育委員から後ほど追加でお願いすることとなります。

また、任期は平成27年6月10日から平成29年6月9日までの2年間となります。

議案の朗読は省略させていただきます。以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

對馬委員 社会教育委員の場合は公募の方にも、肩書というかこういう活動をしている方ですよというような簡単な紹介があったのですけれども、こちらは特にありませんが、これは何か教えていただくことはできますか。

中央図書館次長 例えば、利用者団体の方でございます。原田佐和子委員は、科学遊びの会代表ということで、子ども向けの科学遊びの講習などをなさっております。今度の13日にも「イモムシ・ケムシ」ということで、

講習をお願いしております。

また、有永初美委員は、子育てに関するNPOを行っていらっしゃる方で、公式のホームページなどを行っていらっしゃいます。

庶務課長 ほかにご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは議案の採決を行います。議案第50号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第50号は原案のとおり可決いたします。

引き続きまして、日程第4、報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」、私からご説明をさせていただきます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務につきまして、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会が招集されるいとまがなかったため、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理したことについてのご報告でございます。

まず、臨時代理により処理した内容でございますが、「新泉和泉小学校及び併設2施設環境整備建築工事並びに和泉学園学童クラブ建設建築工事の請負契約の締結について」の議案を区議会へ提出するに当たり、杉並区長から教育委員会に対して意見を求められたことについて、異議ない旨の回答をしたというものでございます。

次に、教育長の臨時代理により処理をした理由につきましてご説明いたします。

本契約案件は6月8日に入札があり、仮契約が成立したものでございますが、区議会の議決を得る必要があったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、同日付で杉並区長から意見を求められたものでございます。しかしながら、当議案につきましては、意見照会があった翌日に当たる6月9日に区議会に提出する必

要があり、教育委員会が招集されるいとまがなかったことから、6月8日付で教育長の臨時代理により回答したものでございます。

本工事は杉並和泉学園の校庭等を整備するものであり、児童・生徒のためにも1日も早い完成が望まれますことから、このような処理をさせていただきます。

次に議案の主な内容についてご説明をいたします。

現在、改築工事を進めております杉並和泉学園の小学校部分及び併設2施設におきまして、グラウンド舗装等の環境整備を行うとともに、学童クラブについて、児童の行き帰りの安全面や施設の効率的整備、運営等を図る観点から、校内へ整備することで教育環境及び放課後等の安全な育成環境の向上を図るものでございます。

それでは、資料をご覧くださいと存じます。資料1をご覧ください。

資料1は案内図で工事場所は杉並区和泉二丁目17番14号でございます。

次に資料2でございます。こちらは工事概要となっております。工期、用途地域等、設計業者は記載のとおりとなっております。主要工事の内容は、外部建屋4、外部建屋5の建築のほか、防球ネット及びフェンス設置等でございます。敷地面積は1万7,897.65平方メートル。建築面積並びに延床面積は555.68平方メートル。学童クラブの概要、基礎構造、外部仕上げにつきましては記載のとおりとなっております。

次に資料3でございますが、こちらは学童クラブ主要室の「内部仕上」となっております。

次に資料4でございます。A3の横長のものがございます。こちらは配置図でございますが、本件の工事範囲は図面の斜線部分、この斜線箇所を除く右半分となりまして、図面の上側に外部建屋4、下側に外部建屋5を配置してございます。

次に資料5でございます。こちらでもA3の横長です。外部建屋4、5の平面図でございます。外部建屋4には1階に育成室1、育成室2、開放倉庫等を配置し、屋上には屋上運動広場がございます。また、外部建屋5には、防災倉庫、ごみ置場、体育倉庫1、2、地域防災倉庫等がございます。

続きまして資料6でございます。こちらでも広げてご覧ください。資料の6は北側から見ました透視図となっております。

最後に契約の方法でございますが、一般競争入札として、入札公告により示した参加資格がある2社により入札を行い、落札した業者と契約するものでございます。契約金額4億2,660万円、契約の相手方は杉並区高円寺南四丁目3番3号、渡辺建設株式会社、代表取締役渡辺健司でございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたでしょうか。

伊井委員 和泉小学校は大変芝生が安定した形で維持されていた、とてもそういう意味では芝生の恩恵が大変あった学校だと思っておりますが、今回の予定では芝生に関しましてはどのような予定になりますでしょうか。

学校整備課長 議案の資料の一番最後の透視図をご覧くださいませでしょうか。このトラックが描かれてございますけれども、この部分は黒く塗ってあるところです。ここの部分は芝生を養生する予定であります。おっしゃいますように和泉の芝というのは東京都内でも結構有名でございますまして、これで小中一貫校になるわけですけれども、これから中学部も入る。ではどうするかということは小中学校の改編メンバーと設計の段階から考えていて、やっぱりここでも芝生をもう一回やろうということになりました。このエリアにつきましては、芝生を植えるということにしております。

伊井委員 そうしますと、白い部分に関しては土ということですね。

学校整備課長 ちょっとお戻りいただいて資料4をご覧くださいませでしょうか。今、委員がおっしゃった箇所はちょうどこの学校の建物とグラウンドの間にありますテニスコートの部分、ここはいわゆるクレーといえますか、土の部分でございます。それで、こちら「グラウンド」と書いてあるこのあたりが芝生になるとお考えいただきたいと思いません。

伊井委員 小学校と中学校が一緒ということで、中学校はなかなか踏圧の問題とか、それからサッカーをやったりとか生徒のいろいろな実働の部分で芝生との両立といえますか、大変難しい部分もあるかと思っておりますけれども、今回、運動会、体育祭を拝見いたしまして、芝生の効用みたい

なものを拝見してまいりました。ぜひ、中学生と小学生と両方が使うということで難しい部分があると思えますけれども、十分にご検討いただき、また業者の方ともよくお話しただいて、いい形で校庭として実現できるように、またその後の維持もいろいろな方々の力をかりて進めていっていただけたらいいなと思えます。よろしく願いいたします。

庶務課長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

馬場委員 2点お尋ねしたいと思えます。1点目は、工期はこれは約1年間かかるという形ですよね。この間多分、安全面のところとか、そういう部分についてはかなりのことで、確保されるというふうに思うのですが、具体的にこんな点を注意していきたいとか、そういうあたりのことがもしありましたらということと、それから屋上運動広場、これについてもどうしても危険度とか、目の届かない部分が出てきますので、その辺も安全配慮とか、そういうあたりの内容について何かありましたら、ちょっと教えていただければなと思えます。

学校整備課長 先般の教育委員会でご説明したかと思うのですが、現在既に旧和泉小学校の解体工事をしております。それからそもそものこの校舎の本体の建設工事におきましては、和泉小学校をその場所で運営しながら工事に着手してきたという経験がございまして、今までもかなり工事中の安全配慮については用心してまいりました。

これまでの経験もございまして、それから周辺環境も長い間工事をしておりますので、児童・生徒の安全については十分現場の工事の責任者とも調整をして、学校の教職員とも調整をして行ってまいりたいと思えます。

もう1つ、屋上運動広場のことでございます。多分一般的に屋上に上がる場合には、必ず教職員とともに上がるということになると思えますけれども、この屋上運動広場は実は高いフェンスで囲ってございまして、そこからボールが出ていくとか、それから子どもが落ちないような高さにしてあるとかといった安全配慮をしてございまして、それが小学生でも中学生でも、そこを活用するには安全なように、そして余談ではございますけれども、ただコンクリートだけではなくて、そこは多少クッション性のあるものを敷いてございまして、そこで先ほどの運動遊びもできるというようなしつらえにしているところでございます。

事務局次長 ご質問いただいた外部建屋4の屋上運動広場ですけれども、

この外部建屋4は、開放倉庫や便所を除けば基本的に学童クラブのスペースです。その学童クラブの利用児童が屋上に上がるということでございます。この安全管理につきましては、当然職員が随時、きちんと安全管理しながら子どもの遊び、生活を支えていくという考えでございます。

庶務課長 ほかに、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

教育長 このこちら側の、東側の倉庫があるでしょう。長い、運動会用倉庫とか体育倉庫とか。この屋上を活用するというようなアイデアはあったのですか。工事の規模によるし、躯体の丈夫さにもよるから簡単に全てできるわけではないけれども。

学校整備課長 外部建屋5のことでございますね。これはやはり構造上、その上を使うというのはなかなか難しいということでございます。

教育長 わかりました。

庶務課長 ほかによろしいでしょうか。

それでは教育長、この報告につきましては教育委員会の承認が必要な案件となりますので、採決をお願いいたします。

教育長 それでは報告承認の採決を行います。報告事項1番について、承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、報告事項1番を承認とします。

庶務課長 それでは続きまして、報告事項2番「東京都が実施した平成26年度体罰等実態把握調査の結果について」、教育人事企画課長からご説明いたします。

教育人事企画課長 私から、「平成26年度体罰等実態把握調査」につきましてご説明いたします。

これは昨年12月に東京都教育委員会が実施いたしました都内公立学校における体罰の実態把握につきまして、杉並区の案件を報告するものでございます。

5月21日に東京都教育委員会のホームページに、詳細につきまして掲載されております。調査対象、それから対象期間、調査方法につきましては記載のとおりでございます。

調査結果につきまして、中学校で1件、校外学習中の体罰が確認されました。和田中学校において、第2学年の生徒が校外学習中のキャンプ場におきまして、細いつり橋を揺するという行為に及びました。それを

確認した際に、引率の男性教諭が感情的になって体罰に及んだものでございます。

どんな理由があるにせよ、体罰は許されるものではございません。児童・生徒と教職員の信頼関係を十分に築いて、その中で指導していくことが重要かと考えます。今後も引き続き体罰の根絶に向けて、校長会、副校長会を通して教職員への指導の徹底を指示するとともに、管理職による授業観察、それから部活動の観察を十分に行うように指導してまいります。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問等がございますでしょうか。

教育長 この当該の教諭とそれから体罰を受けた生徒との間では、その後の指導で了解なり、あるいは保護者に対する説明、そういったことについては十分なされているわけですか。

教育人事企画課長 校長が4月からかわっておりますが、新しくなられた校長から保護者への説明、それから本人への指導、それからけがはしてありませんけれども、実際にその生徒への心のケアも全て完了しております。

教育長 このことについて保護者からの特段の異議とか、あるいは当該の生徒から異議等について申し出ているようなことはないですか。

教育人事企画課長 特に今のところありません。

庶務課長 ほかに、ご意見等ございますか。

馬場職務代理 ちょっと残念な中身かなと思うのですが、この体罰に関して校内全体ではどういような形で共通理解といたしますか、その辺のあたりは、校長先生あたりから何か報告として上がっていますでしょうか。あるいは済美教育センターなどからそういう形で指導したというそういう部分も含めてどういような具体的な内容があるか、ちょっと教えていただければと思います。

教育人事企画課長 学校において校長を中心に職員会議等をももちろん開いております。それから保護者への説明会も開いておりますので、学校の体制としては職員会議等でもう一度周知しました。それから子どもへのケアということで、学校全体で共通理解を図って指導をしているというところでございます。

庶務課長 ほかに、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 2 番につきまして、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項 3 番「平成27年度学校基本調査速報」について、学務課長からご説明いたします。

学務課長 私からは「平成27年度学校基本調査速報」についてご報告をさせていただきます。

学校基本調査は統計法に基づく基幹統計調査として位置づけられておりまして、毎年5月1日を調査期日として実施されております。本日はそのうち杉並区立学校の児童・生徒数の推移などについて、速報のご報告をさせていただきます。

まずおめくりいただきまして、1 ページをご覧ください。1 の「児童・生徒数の推移」でございます。こちらにつきましては27年度の小学校は前年比356人増の1万9,002人になっております。それから中学校につきましては前年比87名増の6,510人でございます。小学校につきましては24年度に一時減少、中学校は22年度に一時減少しておりましたが、その後はいずれも微増傾向ということで推移をしております。昭和50年以降で見ますと、児童・生徒数のピークは小学校では昭和54年の3万7,623人、中学校では昭和58年の1万6,394人ということでしたので、当時と比較しますと小学校については半分程度、中学校については40%程度の児童・生徒数ということになっております。

次に、2 ページをご覧ください。「外国人児童・生徒数の推移」でございます。こちらは小学校で前年比プラス6名の82人。中学校では6名減少の36人となっております。国別に見てみますと、韓国、中国、フィリピンの3カ国で全体の半数以上を占めている状況でございます。24年度以降、小学生は微増傾向、中学生については減少傾向ということでございます。

次に3 ページをご覧ください。こちらは「帰国児童・生徒数の推移」でございます。小学校は70名から80名台で推移をしております。中学校につきましては25年度、26年度と減少していましたが27年度は22名ということでございます。

次に4 ページと5 ページにかかけまして、「長期欠席児童数の推移」でございます。まず4 ページの小学校につきましては、前年と比較しまし

て30名減の104名ということになっております。次に5ページの中学校でございませけれども、こちらは前年と比較しまして12名増の201名ということで、内訳は記載のとおりでございます。

次に6ページをご覧ください。こちらは「中学校卒業者の進路状況の推移」でございます。このうち進学者の数字ですけれども、26年度は2,102人、98.7%の進学率ということになっております。それから専修学校等の入学者につきまして、22年度、23年度と1桁でございましたが、24年度以降は2桁になっておりまして、26年度は12人ということでございます。その他記載のとおりでございます。

それから最後に7ページ「区立幼稚園と子供園の園児数の推移」でございます。こちら区立幼稚園は、22年度から段階的に区立子供園に移行しております。25年度に全て子供園となりました。平成27年度につきましては、高井戸西子供園と西荻北子供園が3歳児保育を開始しまして、2園の定員が3歳児1学級23名、4歳児1学級35名、5歳児が2学級64名の合計122名となっております。定員につきましては学級数の変更によりまして減少しておりますけれども、充足率については子供園化に伴って増加ということでございます。

最後に5月1日現在の「児童・生徒数、学級数一覧」をつけてございますので、ご覧ください。

私からは以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

折井委員 4ページの「4 長期欠席児童数の推移」という、小学校のところなのですけれども、「内訳」のところ「その他」という項目がありまして、結構な数になると思うのですけれども、こちらはいわゆる「不登校」というのでもなく、病気ということではなく、こういった理由なのでしょうか。例えばメンタルな問題があれば「病気」というところに入りますよね。「その他」というとある一定人数がいるという理由が、例えば中学校の方ではほとんどいないのですけれども、このあたりのところを教えてくださいませんか。

済美教育センター所長 いろいろな理由があるのですが、例えば一例を挙げると、フリースクール等に行って、いわゆる学校に入学をせず、自分でフリースクールに行くとか、あるいはアメリカンスクール等の学校に

において就学をしている子どもたちがおります。

折井委員 逆に言うとその生徒さんは長期欠席という扱いになるのですか。学校に行っているけれども欠席と。

済美教育センター所長 学務課から学齢簿が送られてきて、在籍という形になりますが、実質は登校しないので長期欠席という扱いにはなりません。

折井委員 わかりました。ありがとうございました。

庶務課長 ほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

馬場委員 私も同じ項目、長期欠席の児童・生徒数の推移なのですが、小学校の方は若干減ってきているということで、これはできるだけ登校して少なくなっていくのが一番望ましいと思うのですが、逆に中学校が増えてきているというところで、ちょっとこれは本当に考えていなくてはいけないのかなと思います。

「断続して30日」ですから、連続してということだけではないと思うのですが、多分連続していく可能性というのが非常にあるのではないかと思います。この辺のあたりについては、校長会等の中で、あるいは済美教育センターの中で何か今後の対策といえますか、そういうところで考えていらっしゃるがありましたら教えていただきたいと思います。

済美教育センター所長 昨年この速報値をご報告したときに、なんとかしていかなければならないという厳しいお話をこの教育委員会で受けまして、昨年実はプロジェクトチームをつくり、不登校についての原因、背景等をいろいろ探りました。当然ながら不登校の原因は一意に決定できるものではなく、結論から言うと個々に応じていろいろな状況があるということがわかりましたが、ここ10年とか数年の不登校になったきっかけを調べていくと、10年前、20年前というのはやはり本人にかかわる状況、例えば情緒的不安定ですとかそういったもの、あるいは友達関係というのが非常に多かったのですが、ここ近年、親子関係いわゆる家庭に関する状況というものが非常に割合が高くなってきています。当然ながら学校だけで解決ができない実態が非常に増えてきているということで、現在スクールソーシャルワーカーですとか、当然ながら関係の福祉機関ですとか医療機関とも連携をしながら、学校はいろいろなところでケース会議を開いて取り組んではおります。ただ、なかなか家庭に踏み込めない部分もありまして、改善が難しいという状況も生じてきていま

す。

ただ、どちらにせよ、学校が不登校になりかけた子どもたちに対し丁寧な対応をする、積極的に支援をしていく、かかわっていくという姿勢は校長会等を通して働きかけをし、あるいは学校訪問を通して今の不登校の状況も確認をさせていただいておりますが、いわゆる29日とか28日とか、そういった子どもたち、不登校のカウントになりそうな子どもたちへの丁寧な対応をし、もちろんずっと来ていない子たちもいますけれども、とにかく全ての子どもたちに学校が積極的にかかわって、子どもたちが満足した学校生活を送れるように今後も支援してまいりたいと思います。

なお、特別支援教育課では、登校支援システム等を現在やっております。ことしは新たな取組をしておりますので、そういったところも活用して、学校と密に連携をとりながら解決を図ってまいりたいと考えています。

特別支援教育課長 不登校解消支援システムは、連続5日、累積10日で個別登校支援票を書くというシステム、それを活用して未然の防止、また早期対応ということをやってきた中、この4月から新たにその対応する総合不登校相談支援チームというのを編成してスクールソーシャルワーカー、心理職、教育職、それがチームとして学校を支援していくという体制を今とっているところでございます。

馬場委員 ありがとうございます。大変難しい部分があるかなと思います。小学校の個々の子どもたちを見ていて、小学校ではなかったけれども、中学校で不登校気味になってしまったのかどうかというところもあるでしょうし、そうでない場合もあるかなと思うのですけれども。

やっぱり大方子どもたちの気持ちとしては、学校の中での存在感というか、そういうものが本当に自分自身感じとれるかどうかというところが楽しい学校というものにつながっていく、それも本人の気持ちの中でつながっていくのではないかと私は思うのです。これも口では簡単に言えますけれども、本当にその一人ひとりがその学校の中で「自分はこの学校でこういうふうに住んでいるんだ」というのが本当に明確に自分で感じとれるというか、そういう存在感をどう一人ひとりに植えつけていってあげられるかというところが一番大事な部分ではないかなと思うので、その辺についてやっぱり先生方一人ひとりのそういう意識だと思

うのです。

ですから、ぜひその辺を校長会を通じながら投げかけていっていただければなというふうに思います。忙しい中で、「忙しいから」とかあるいは「家庭にも問題があるから」だけでそのままやってしまうと、もっともっとそれが長引いていってしまう部分があるのではないかなと思うので、ぜひその辺については声かけを先生方にもしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 この不登校の問題は、私は非常に複雑な影をもっているというふうに思っています。

それはどういうことかというところ、「学校に行きたいけれども行けない」という自己内で葛藤をしているタイプの子もいれば、「学校に行くことを認めない」というか「行く必要を感じない」というタイプの子ともいうか保護者がいるわけですね。

私たちが常に心を配っていかなければならないのは、「学校に行きたいけれども行けない」という強い葛藤を持っている子どもたちの内側にあるものを酌み取っていかなかったら、いくら登校刺激をしても、「行けない」部分が減っていかない限り学校に来られない。だからこれは以前から行われている内面的な葛藤やあるいはほかの人間関係のいろいろなトラブルを解決してやるということはこれからも続けていく必要があるし、それから一方でいわゆる学校教育を必要としないというタイプの家庭や子どもは増えつつあることも確かですね。先ほどの、学籍は公立学校に残っているけれども、違うところに通って、そこで勉強する。今後、多分文科省の方向性の中で、学校以外のところも認めていくということになれば、そういったものが増えてくるだろうと思います。そうなったときに、それは歓迎されることなのか、あるいは現状追認で仕方がないと思うことなのか。やはり義務教育における公立学校の役割というのをもう一遍はっきり自覚し直して、きちっと受けとめていく、そういう体制をつくっていくのかということとは当然問われてくるので、これは教育委員会と学校とも常に意見を交換しながら、それから保護者の考え方についても意見を聞きながら取り組んでいく必要があるなど改めて、この間の情報等からすると、考えているところです。

それからもう1つ、地域運営学校の評価をした中で、学校に先生ではない第三者が来るようになって、開かれた学校が進められることによっ

て、教員の児童・生徒を見る目が非常に肯定的になってきたのです。そしてそれと相関して児童・生徒の自己有用感が高まってきているという調査結果が出ているわけで、学校を「先生と子ども」という単純な人間関係だけではなくて、先生もいれば、地域の第三者が集まる、地域の大人もいれば、人間関係も「先生と子ども」、「子どもと子ども」という関係だけではなくて、そこに新しい「先生以外の大人との関係」というのも形成されてくることによって、子どもの心理的な負担というのでも減らされていくかもしれないし、この間の調査であらわれてきたように自己肯定感というか、自分に対する自信なんかも回復していく場面も増えていくだろうということは期待できると思うのです。ですからこの間、学校というのは「先生と子ども」、「子どもと子ども」の関係しかなかったわけだけけれども、新しい方向性として、そういう固定的な関係にさらにもう1つ違った関係を取り込むことによって心理的な葛藤のようなものが改善されていけば望ましいことだなと。

こういったことはやっぱりいろいろなデータを調査しながら、子どもの居場所として快適な場所をどうつくっていったらいいのかということは今後とも検討していく必要があると改めて思っています。

庶務課長 ほかに、ご意見はよろしいでしょうか。

それでは、報告事項3番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項4番「学校運営協議会委員の任命について」学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 それでは、私からは「学校運営協議会委員の任命について」ご報告をさせていただきます。

この7月1日を任命の式といたしまして、以下、ここにある、それぞれの区分に従った5名の方を新たに学校のCSの委員としまして、任命をいたします。

大宮小学校、望月さんにつきましては、任命期間はちょうど2年間ということになります。校長推薦ですが、この方はこの席が空席でございましたので、補充という形でございます。

三谷小学校の与島さん、これも校長推薦の枠があいてございましたので、補充ということでございます。任命期間は平成29年3月31日と、2年に満ちておりませんが、三谷小学校のCSの指定期間自体が平成29年3月31日まででございますので、終期はそれに合わせているところ

でございます。

松ノ木小学校の瀬沼さんにつきましては2期目でございます、今回更新でございます。同じように松ノ木小学校のCSとしての指定期間が平成28年3月31日まででございますので、ちょっと短いのですが、今回の任命期間の終わりは平成28年3月31日ということになります。

杉森中学校の村上さんにつきましては、こちらにつきましても校長推薦の枠があいていたというところでの新たな指定でございます。任命期間につきましては、同じようにCSの指定期間が29年3月31日までとなっておりますので、終期をそれに合わせてございます。

荻窪中学校の下嶋さんにつきましても、学識経験者の枠があいてございましたので、新たな任命でございます。指定期間は2年間の29年6月30日までということになってございます。

以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育長 この杉森中学校の村上敬一さんのご職業が株式会社授業学研究所教務課長ということですが、この授業学研究所は例の夏のパワーアップのカリキュラムに関係したところですか。

済美教育センター所長 この授業学研究所につきましては、本区が各パワーアップ教室、それから休日パワーアップ教室をお願いしているところでございます。

庶務課長 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、報告事項5番「『すぎなみネットでトラブル解決支援システム』の運用開始について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

統括指導主事（手塚） 私から「『すぎなみネットでトラブル解決支援システム』の運用開始について」ご報告をさせていただきます。

まず、1枚目の資料をご覧ください。「すぎなみネットでトラブル解決支援システム」は、インターネット上のいじめ問題から児童・生徒を守るために、専用サイトを開設し、24時間365日受け付けができる、手軽に相談できる機能を備えたスマートフォン専用アプリケーションとなっております。この実用、運用開始については6月15日を予定していると

ころであります。

続いて、使用方法について説明をさせていただきます。6月15日以降に区立小・中学生全員に本システムの活用方法がわかるカードを配付していきます。このカードにはQRコードが掲載されており、児童・生徒がスマートフォンで読み込んだり、またアプリケーションをダウンロードすることで使用することが可能になります。また、このカードには以前から利用されている「いじめ電話レスキュー」の電話番号も掲載してあります。本システムはスマートフォン専用アプリケーションであることから、一般で使われている携帯電話やパソコンから使用することはできません。

続いて、このアプリケーションの機能について説明をします。2枚目の参考資料をもとに具体的に説明をしていきます。

上段左側をご覧ください。杉並区のキャラクターである「なみすけ」を取り入れ、大きく3つの機能があることがわかるようにしてあります。

続いて上段右側です。システム専用サイトを通して、いじめ相談ができるようになっております。相談員についても、既に済美教育センターで勤務を開始し、準備を始めております。

続いて下段の左側です。「いじめやトラブルにあわないために」、このコーナーではスマートフォンや携帯電話等の不適切な利用による危険性やトラブルから回避する方法の啓発を図っております。

最後に下段の右側になります。インターネット上のトラブルの被害の解決策を「そうだんQ&A」で共有することにより、本システムを活用した児童・生徒のいじめの解消・解決につながるヒントが掲載されています。

現在使用されている「いじめ電話レスキュー」とともに、本システムが有効に活用され、児童・生徒の心の中にあるいじめへの悩みやトラブルが解消し、児童・生徒がよりよい学校生活を一層送ることができるようにしてまいります。

私からは以上でございます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

伊井委員 基本的なことを聞いて、これまでご説明いただいていることでしたらちょっとお許しいただきたいと思いますが、この相談の先はどこになるのかということと、それからこれでアクセスするのは子どもとい

うことを想定していらっしゃるのか、保護者の方も含めてということ、そうなりますとこれが開設されるということをやはり保護者の方にもかなり広い範囲でご理解いただいたり、知っていただくことで、PTAとかへの啓発もご予定されているのかというあたりをお聞きしたいと思います。

統括指導主事(手塚) まず、相談先については、相談員がおりますので、そこが相談窓口という形になります。それからアクセス先についてなのですけれども、この相談員のところにつながるようになっております。

広報の仕方についてなのですが、現在のところ、小学生、中学生にカードを配付しますので、それが各家庭にも1つ届くというような考えではあります。

以上でございます。

済美教育センター所長 ちょっと補足させていただきます。対象は基本的には小・中学生を原則と考えています。区内の小・中学生を原則としておりますが、ただこのアプリケーションから入ってくるということを考えると、これはどこからでも入れるというのが、それからなりすまして大人が入ることも十分不可能ではありません。

ただ、このメールの中だけで相談をして完結をして解決をするというのは難しい話であって、基本的には私たちが行っている「いじめ電話レスキュー」ですとか、「教育SAT」に直接つないで、話をする中で解決を図っていききたいと。あくまでもこれは入り口の1つとして考えております。

伊井委員 様々な形で入り口を設けて、いろいろな子どもたちの相談のきっかけづくりをさらに増やしているというようなイメージでしょうか。

済美教育センター所長 まさにそのとおりでありまして、今までに行ってきた「教育SAT」のスタッフでの相談、それから「いじめ電話レスキュー」、それに加えて今子どもたちに急速に普及しつつあるスマートフォンを活用したこのシステムということで、引き出しが増えてきたというふうに捉えていただければと思っております。

庶務課長 ほかにはよろしいでしょうか。

教育長 今、ご質問のあった電話相談員というのは、これまで受け付けてきたその相談員のことですか。

済美教育センター所長 今までも「電話レスキュー」を受ける相談員が1

名おりましたが、今年度からこのネットの、いわゆるメールの相談をするための相談員をまた別途1名雇っております。

折井委員 センター所長がおっしゃっていたこととお聞きしたかったのですが、先にお答えいただいたということですが、ちょっと1点だけ。

家庭に1枚渡るといってお話の仕方をなさったのですけれども、案内カードを児童・生徒に渡すということが、正直すなわち家庭に渡るということではないのかなというふうに思いますので、やはり保護者会ですか、そういった機会を活用していただいて、別途親には「こういうのがあるんだよ」と、もしも子どもがちょっと落ち込んでいる感じだったら、「お母さんに話すのがちょっと話しづらかったらこういうのをもらったでしょう、それを話してみたら？」といったように、親からも勧められるような、親だと話せないということもどうやら子どもの場合あるようですので、そういった形で親にも確実にその情報が渡るようにぜひしていただきたいというふうに思います。

統括指導主事（手塚） 明日、校長会がありますので、このアプリケーションについては説明をさせていただきます。その場においても校長を通して、ぜひ家庭の方にもこのようなアプリケーションが始まるということの案内を、このカードにも書いてあるのですけれども、伝えるようにしていきたいというふうに思います。以上です。

對馬委員 大体、今のやりとりで全体的にはわかってきたような気がするのですけれども、この相談というのは、今の子どもたち、LINEのようにパンと出してパンとすぐ返ってくるという、そういうやりとりを想定しているものなのでしょうか。

手塚統括指導主事 これは、LINEのような形で行き来という形にはなかなかいかないところがあります。基本的にはすぐ返すようなことを考えてはいますけれども、受け付けをして、それに対する回答についてはしっかりとこちらの方で吟味をしていかなければ、言葉の問題ですので非常に難しいところもありますので、そこで吟味をしてまた回答をしていくという形になっています。

例えば深夜12時とか1時とかに送ってくる可能性も十分ありますので、そのような回答については翌日とか、土日をまたいだときも翌日という形になっています。

對馬委員 そうですね。そうすると多分子どもたちからすると、対応して

もらえているのかなという気がしてしまう部分があるのではないかなという気がいたします。

うちの子どもたちとかを見ていても、やっぱりかなりやりとりをしている、会話をしているという感じでしているので、文章を打つとかいう自体がとても苦手なのです。文章ではなくて、本当に会話と同じように「うん、いいよ」何とかというそういうやりとりになってきているなど私は見ていて感じるので、こうやってこの例文のようにきちっと打ってお願いして、きちっとした文章が返ってくるというのは結構私は大人の想定のような気がするのですけれども、実際、こういう中学生とかはそういうのでうまく使えるのかなと、ちょっと思っています。

済美教育センター 所長 今、ご指摘いただいた、まさに今の子どもたちは言ったらすぐに答えが返ってこないと、いろいろ仲間外れになるとかというLINEの問題とかも聞いて、実は子どもたちがメールを夜中に出してきて、それを対応するというのもこれもまた難しい問題でありますので、基本的にはメールが来たものに対しては「回答を受け付けました」と、答えではないですけれども、そういったものが自動返信されるように。それで例えば土日などを挟んだ場合はまた当然ながら週明け、すぐ答えではなくても、そのいじめの相談員の方から何かしらアクションを起こしていくとか、そのようなことのシステムの工夫はしております。

ただ、すぐ確かに子どもたちの、きれいな言葉で子どもたちがいじめ相談できるかというところではないと思っておりますので、その辺はうまくやりとりをしながら電話につないでいきたいと。

本システムをつくるに当たって、実は中学校の生徒会の何名かに集まって意見をいただきながら「こんな機能がいい」とかという意見をもらっています。その中でやはり子どもたちの中では今、LINEをやっている子どもたちも比較的多いので、そういったところですぐ答えが出ないということに対しての不満ではないですが、不安はありましたが、なかなか現システムの中ではそれは難しいので、今後の課題にはしていきたいと思っております。でも最終的には電話であるいはフェイス・ツー・フェイスでつないで解決を図りたいと考えております。

對馬委員 それは大変安心しました。やっぱりすぐに返事をもらいたいと思うので「受け付けました。月曜日まで待ってね」とか、それだけでももらえると大分違うと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

庶務課長 ほかにご意見よろしいでしょうか。

それではないようですので、報告事項は以上となっております。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、何かほかに事務連絡事項はございますでしょうか。

庶務課長 次回の日程でございますが、6月24日水曜日午後2時から定例会を予定しております。よろしくお願いたします。

教育長 それでは、これをもちまして本日の教育委員会を閉会いたします。